

2018年度 日本学生支援機構法科大学院奨学金（在学定期採用）募集要項

2018年度 日本学生支援機構法科大学院奨学金 出願の流れ(スケジュール)

3/16(金)～ ①『平成30年（2018年）度 スカラネット入力下書き用紙』の記入

3/16(金)～ ②出願書類の準備
※「奨学金出願に必要な書類」についてはP5をご確認ください。

③出願書類の提出

出願受付日時		場所	持参物
4月12日(木)	12:00～13:00	凜風館4階 ミーティングルーム	出願書類 印 鑑（シャチハタ・ゴム印不可）

やむを得ない事情により上記日時に持参できない場合は、事前にご連絡ください。
TEL 06-6368-0255（直通）

4/12(木)～
4/18(水) ④『スカラネット』による出願データ登録
識別番号（ID・パスワード）でスカラネットにログインし、出願データを登録してください（詳細は出願書類提出の際にお伝えします）。

5月下旬 ⑤学内選考結果通知
推薦・不推薦に関わらず、出願者本人宛に学内選考結果通知を送付します。

6/11(月) ⑥奨学金初回振込
採用者には、6/11（月）に奨学金の初回振込が行われる予定です。なお、初回振込では「4月分」からの奨学金（3カ月分）が振込まれます。

6月下旬 ⑦本採用説明会
奨学生としての心構え、今後の各種手続きに関する説明を行い、『奨学生証』、『返還誓約書』等の重要書類を交付します。

7月中旬 ⑧『返還誓約書』提出
⑦の本採用説明会で交付した『返還誓約書』を作成し、大学を通じて日本学生支援機構に提出します。
なお、『返還誓約書』を指定に期日までに提出されなかった場合、奨学金の採用が取り消されます。

日本学生支援機構奨学金の概要

日本学生支援機構奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構が行う育英奨学事業です。
教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学困難な学生に学資を貸与することを目的としています。
なお、大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人養成を目的として貸与するものです。
本章では、日本学生支援機構奨学金(在学定期採用)についてご案内します。

 外国人留学生の方は出願できませんのでご注意ください。

奨学金の種類・貸与期間・貸与金額

	利子	コース	貸与期間	選択可能月額※1	備考
第一種奨学金	無利子	既修コース	24ヶ月(2年)	50,000円・88,000円より選択	・第一種・第二種の併採用を希望することも可能 ・貸与月額は途中変更可
		未修コース	36ヶ月(3年)※2		
第二種奨学金	有利子	既修コース	24ヶ月(2年)	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円※3より選択	
		未修コース	36ヶ月(3年)※2		
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	※2018年度新入生のみ対象 第一種又は第二種奨学金貸与を受ける者に対して、初回振込時に限り増額して貸与する制度(詳細、申込資格については以下を参照)			

※1 「スカラネット入力手書き用紙」の記入及び「スカラネット」による出願データ登録時に選択いただくことになります。

※2 未修コースの長期履修学生は、第一種奨学金については4年目以降の出願及び貸与はできません(第二種奨学金は可能)。

※3 150,000円を希望する場合、さらに月額40,000円又は70,000円の増額が可能です。

◆入学時特別増額貸与奨学金(有利子・一時貸与型) 制度概要と貸与条件

第一種奨学金又は第二種奨学金の推薦決定者で、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を事前に申し込み、審査の結果、融資を受けることができなかった世帯の学生を対象に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から希望する額を奨学金初回振込時の1回に限り、増額して貸与する制度です。

入学時特別増額貸与奨学金を受けるためには、①「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」、②「日本政策金融公庫の『国の教育ローン借入申込書(お客さま控え)』のコピー」、③「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー」を提出する必要があります。①から③の書類に関する案内は、6月上旬(予定)に、提出の必要がある方に対してのみ送付いたします。

ただし、奨学金申請時の家計状況における本人及び配偶者の収入の合計が120万円以下になる場合は、①から③の書類の提出は不要です。

出願資格・基準

大学・大学院での成績が特に優れ、将来研究者として活動を行い、又はその他の高度な研究能力を備えていると認められる、経済的理由により修学が困難な者

家計基準

出願者本人及び配偶者の2017年1月～12月の総収入金額※が下表を超えないこと
「収入基準金額を若干上回る場合」や「出願者本人に配偶者がいる場合」は奨学金窓口へ事前に相談してください

課 程	第一種	第二種	併採用
専門職学位課程	299万円	536万円	284万円

※「出願者本人及び配偶者の総収入金額」とは、出願者本人の①定職収入、②アルバイト収入、③金銭・物品など父母等からの給付、④奨学

金、⑤その他収入及び⑥配偶者の定職収入の合計額を示します。

※出願者本人の定職収入は、給与所得の場合は源泉徴収票の支払金額を示し、給与所得以外の所得の場合は総収入金額から必要経費を控除した金額を示します。また、配偶者の定職収入は、給与所得の場合は源泉徴収票の支払金額に日本学生支援機構が定める控除計算をした金額、給与所得以外の所得の場合は総収入金額から必要経費を控除した金額を示します。

※「金銭・物品など父母等からの給付」とは、自宅・自宅外通学に関わらず、保護者等が本人のために支払った金額(仕送り・通学費・小遣い・学

個人情報情報機関への個人情報登録の同意について

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるにあたって、個人情報情報機関への個人情報の登録に同意していただくことが義務付けられています。これは、奨学金返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人情報情報機関に提供することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸与を抑制し、多重債務化への移行の防止を目的としています。

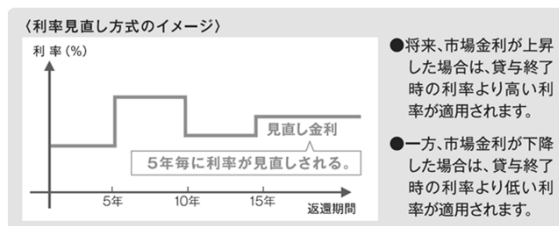
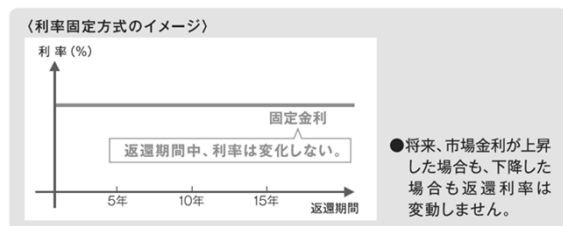
出願書類として提出いただく、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」にて、本件について同意していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法

「スカラネット入力手書き用紙」の記入及び「スカラネット」による出願データ登録において、下記のいずれかの利率の算定方式を選択しなければなりません。

なお、いずれの方式も利率は年3.0%が上限です（入学時特別増額貸与奨学金の利率については、原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となります）。

- ① 利率固定方式・・・貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。
- ② 利率見直し方式・・・返還期間中、概ね5年ごと（返還期限を猶予されている期間を除く）に見直された利率が適用されます。



奨学金貸与の保証人・機関保証制度について

奨学金の貸与を受けるためには、「スカラネット入力手書き用紙」の記入及び「スカラネット」による出願データ登録において、下記のいずれかの制度を選択しなければなりません。

① 人的保証制度

下表の選任条件に該当する連帯保証人・保証人を選任し、①出願時に「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」、②奨学金採用決定時に「返還誓約書」及び下表に記載の証明書、③奨学金貸与終了時には、リレー口座（奨学金返還口座）の登録後、「リレー口座加入申込書のコピー」を提出しなければなりません。

	選任条件	採用決定時 6月下旬（予定）			
		住民票の 写し	署名・捺印	印鑑登録 証明書	所得 証明書
奨学生本人	—	○	○（認印可）	×	×
連帯保証人	原則として父又は母	×	○（実印）	○	○
保証人	原則として4親等以内65歳未満の親族で本人・連帯保証人と別生計の成年者	×	○（実印）	○	×

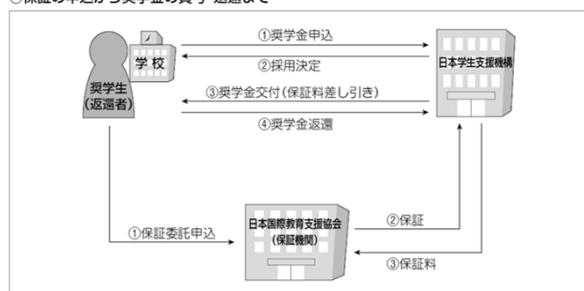
※奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超えることになる場合、連帯保証人・保証人は満60歳未満（貸与終了時）の成年者でなければなりません。

※事情により連帯保証人に4親等以内でない人を選任した場合、あるいは保証人に4親等以内でない人又は65歳以上の人を選任した場合は、「返還保証書」及び「所得証明書」の提出が必要です。

② 機関保証制度

連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより奨学金の貸与を受けることができる制度です。なお、①出願時に「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」、②奨学金採用決定時には「返還誓約書」・「保証依頼書」、奨学生本人の「住民票の写し」及び「マイナンバー（個人番号）」※第一種奨学金採用者で所得連動返還方式を選択した場合のみ、③奨学金貸与終了時には「リレー口座（奨学金返還口座）」の登録後、「リレー口座加入申込書のコピー」を提出しなければなりません。

○保証の申込から奨学金の貸与・返還まで



保証料の目安(既修コース)		
奨学金	貸与月額	保証料月額
第一種	50,000円	1,517円
	88,000円	3,054円
第二種	50,000円	1,796円
	80,000円	3,084円
	100,000円	4,366円
	130,000円	6,628円
	150,000円	8,349円

※保証料の支払いは原則として毎月の奨学金から差し引く方法をとります。

※保証機関の保証を受けても、奨学金は奨学生自身が返還しなければなりません。

延滞した場合は、保証機関が奨学生に代わって奨学金の返還を行います。その後保証機関からの請求により原則一括で返済しなければなりません。

※上表の保証料月額は、目安です。

予約採用候補者の奨学金種別の追加又は変更について

2017年10月募集の日本学生支援機構（予約採用）で、採用候補者に決定している方で、今回の在学定期採用で第一種・第二種奨学金の併採用を希望する方は、予約採用で内定を得ている奨学金種別に「追加」で、本冊子で案内する方法によって再出願する必要があります。なお、予約採用で内定を得ている奨学金種別から別の奨学金種別に移行を希望される方についても、「変更」で再出願する必要があります。

奨学金の返還について

日本学生支援機構奨学金は、奨学生からの返還金が奨学金の原資の一部となりますので、貸与終了（修了・退学・辞退・廃止）後に必ず返還しなければなりません。なお、貸与終了月の翌月から数えて7ヶ月目から、奨学生が指定する金融機関の預・貯金口座（リレー口座）からの振替（自動引き落とし）によって返還することとなります。

返還方法の選択について

奨学金の種別（第一種・第二種）によって選択できる返還方法が異なります。なお、第一種奨学金について、2017年度新規貸与者から、従来の「定額返還方式」に加えて、新たに「所得連動返還方式」の選択が可能となりました（ただし、機関保証制度選択者に限る）。

■ 第一種（無利子）奨学金の返還方法

「スカラネット入力手書き用紙」の記入及び「スカラネット」による出願データ登録において、下記のいずれかの返還方法を選択しなければなりません。

① 定 額 返 還 方 式 … 貸与総額によって定められた一定の返還額で返還する方式です。なお、奨学金採用決定時に「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかの割賦方法を選択することとなります。

② 所得連動返還方式 … 原則として前年度の所得に応じた返還額（返還月額＝（課税対象所得×9%）/12）で返還する方式で、機関保証制度選択者のみ選択することができます。なお、初年度の返還月額は定額返還方式での返還月額の半額を原則とし、経済的理由により返還が困難な場合は願出により月額2,000円での返還が可能となります。
※本方式の選択者は、奨学金採用決定時にマイナンバー（個人番号）を提出しなければなりません。

■ 第二種（有利子）奨学金及び入学時特別増額貸与（有利子）奨学金の返還方法

貸与総額によって定められた一定の返還額で返還する「定額返還方式」による返還となります。なお、奨学金採用決定時に「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかの割賦方法を選択することとなります。

奨 学 金 返 還 例

第一種奨学金（無利子）

コース	貸与月額	貸与期間	貸与総額・返還総額	返還月額	返還回数（期間）
既修コース	50,000円	24ヶ月（2年）	1,200,000円	8,333円	144回（12年）
	88,000円		2,112,000円	12,571円	168回（14年）
未修コース	50,000円	36ヶ月（3年）	1,800,000円	11,538円	156回（13年）
	88,000円		3,168,000円	14,666円	216回（18年）

・第一種奨学金は、定額返還方式を選択したものとして例示しています。

・第二種奨学金は、利率固定方式を選択し、年利率3.0%で貸与されたものとして例示しています。

第二種奨学金（有利子）

コース	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還総額	返還月額	返還回数（期間）
既修コース	50,000円	24ヶ月（2年）	1,200,000円	1,448,002円	10,055円	144回（12年）
	80,000円		1,920,000円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	100,000円		2,400,000円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	130,000円		3,120,000円	4,087,467円	18,923円	216回（18年）
	150,000円		3,600,000円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
未修コース	50,000円	36ヶ月（3年）	1,800,000円	2,202,404円	14,117円	156回（13年）
	80,000円		2,880,000円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	100,000円		3,600,000円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	130,000円		4,680,000円	6,297,973円	26,242円	240回（20年）
	150,000円		5,400,000円	7,266,917円	30,279円	240回（20年）

・奨学金の返還を怠った場合は、延滞金（滞納となった割賦元金に対して延滞した日数に応じ、年5%の割合で計算した額）が課せられます。

・端数調整の関係で単純に返還回数に月賦金額を乗じても返還予定総額になりません。

・日本学生支援機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」機能にて、希望する奨学金の種類や貸与月額、貸与利率（現時点での利率も機構ホームページより確認可能）を入力し、返還期間・回数・金額等を試算することができますので、ご活用ください。
【日本学生支援機構ホームページ】
<http://www.jasso.go.jp/>

返 還 期 限 猶 予 制 度

- ①標準修業年限を超えて大学院に在籍する場合、「在学届」を提出することにより、大学院在学中は返還が猶予されます。
- ②修了又は退学後、災害、傷病、その他真にやむを得ない事由により返還が困難になった場合は、返還期限の猶予を願出することができます。

減 額 返 還 制 度

災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難であるが、当初割賦金を減額すれば返還可能である場合、一定期間、1回あたりの割賦額を2分の1に減額して2倍の期間で返還することができます。ただし、第一種奨学金採用者で所得連動返還方式を選択した場合は利用できません。

返 還 免 除 制 度

- ①本人が死亡又は心身障がいのため返還が困難になったときは、願出により返還残額の全部又は一部の返還が免除されることがあります。
- ②第一種奨学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者に対し、奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度があります。詳細は貸与終了年度の「返還説明会」で説明しますが、免除申請対象者のうち約3割の方が免除認定されています。

「奨学金出願に必要な書類」について

！提出書類にマイナンバーの記載がある場合には、必ずマイナンバー(個人番号)を黒塗りして判読できないようにしてください！

- ◆ ご本人の状況により提出書類は異なりますので、説明をよく読んで必要書類を揃えてください。
なお、必要書類を指定日時に提出されなかった場合、奨学生選考から除外されますので、十分ご注意ください。
- ◆ コピーで提出される書類は、記載内容(氏名・金額・日付・その他文字等)を鮮明に読み取ることができるように複写してください。記載内容が不鮮明である場合は書類不備扱いとなり、受理できませんのでご注意ください。
- ◆ 本学が必要と認めた場合には、本項で指定する書類以外に別途書類を請求する場合があります。
- ◆ 提出された書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

①平成30年(2018年)度スカラネット入力下書き用紙

- ◆コピー提出不可
- ◆必要事項をすべてボールペン(インクが消せるものは不可)で記入してください

②出願者本人及び配偶者の所得課税証明書(最新年のもの)

- ◆必ず、市区町村役場発行のもので、控除対象配偶者の有無・扶養親族数が記載されているもの
- ◆最新(平成28年(2016年)分の所得の内訳が記載)の記載がされたもの
- ◆コピー提出不可
- ◆無職でも必ず提出が必要です

③「出願者本人及び配偶者の所得に関する証明書」及び「所得内容申告書」

- ◆無職でも必ず提出が必要です
- ◆裏面の『「所得に関する証明書」について』を参照し、該当書類を提出してください

④指導教員推薦所見

- ◆推薦所見の様式は①とあわせて交付したものを使用してください
- ◆指導教員(今後指導を受ける教員が望ましいですが、以前又は現在指導を受けている教員でも可)又はクラス担任に
①「指導教員宛推薦所見作成の依頼文書」(①とあわせて交付したもの)及び
②「厳封用の封筒(①とあわせて交付したもの)」を添えて推薦所見の作成を依頼してください

-  ◆日本学生支援機構奨学金の第一種と第二種を併願もしくは併採用を希望する方は、第一種・第二種それぞれについて
1部ずつ(計2部)推薦所見が必要です

⑥第一種奨学金確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書

「第一種奨学金」出願者のみ提出

- ◆第一種奨学金出願者は、必要事項を記入・押印してください

⑥第二種奨学金確認書兼個人情報の取扱いに関する同意書

「第二種奨学金」出願者のみ提出

- ◆第二種奨学金出願者は、必要事項を記入・押印してください

⑦奨学金の受給証明書

平成29年(2017年)1月以降に奨学金を受けた方のみ提出

- ◆2017年1月～願書提出日の期間に貸与制・給付制に関わらず奨学金を受けた方は必ず提出してください
- ◆日本学生支援機構奨学金の場合は「奨学生証のコピー」、その他の奨学金の場合は、奨学生採用通知等のコピーを提出してください。奨学生採用通知等を紛失して手元にない場合は、預金通帳の名前の分かる部分のコピーと振込額の通帳部分のコピー(それ以外は黒塗り)を提出してください

◆「所得に関する証明書」について

p5の「出願者本人及び配偶者の所得に関する証明書(最新年のもの)」は、以下を参照のうえ、出願者本人及び配偶者について該当する書類を確認し、**願書や「所得課税証明書」(市区町村役場発行のもの)等とあわせて提出**してください。
 ※配偶者の「所得に関する証明書」については、日本学生支援機構奨学金へ出願する方のうち、配偶者が2017年1月1日以降に定職に就いたことがある場合のみ提出してください(所得課税証明書は必ず提出してください)。

◀ はじめにお読みください ▶

- ①「2017年1月1日～出願日までの期間」の就業形態(何をしていたか)に応じて下表を参照し、必要書類を用意してください。
 - ◆「無職」の場合 ⇒ 下表「A」を参照
 - ◆「アルバイト・パートをしたことがある」(現在継続中も含む)場合 ⇒ 下表「B」を参照
※勤務先が2箇所以上ある(あった)場合は、それぞれの勤務先について必要書類を用意してください。
 - ◆「定職に就いたことがある」(現在継続中も含む)場合 ⇒ 下表「C」を参照
- ②日本学生支援機構奨学金へ出願する方で配偶者がいる場合、所得内容申告書に配偶者の所得内容を記入のうえ、配偶者の就業形態に応じて所得に関する書類を用意してください。

A ◀「2017.1.1～出願日までの期間」とおして▶ 「無職」(定職に就いていない、アルバイト・パートをしていない)

必要な書類	発行者
所得内容申告書 【P9・P10(両面刷り)「様式2」を使用】	各自で作成

B ◀「2017.1.1～出願日までの期間」に▶ 「アルバイト・パート」をしたことがある (現在継続中も含む)

	必要な書類	発行者	備考
1	所得内容申告書 【P9・P10(両面刷り)「様式2」を使用】	各自で作成	<全員提出> ※原則として提出必要ですが、やむを得ず提出できない場合は「1」の「所得内容申告書」のみで可 ※勤務先が2箇所以上ある(あった)場合は、それぞれの勤務先について必要書類を用意してください。
2	次のいずれかを提出 (※備考欄を参照のこと)		
	◆源泉徴収票のコピー(平成29年(2017年)分) ※「A4サイズ」の用紙にコピーしてください ◆給与明細書のコピー(最新1ヵ月分) ※「A4サイズ」の用紙にコピーしてください	勤務先 勤務先	

C ◀「2017.1.1～出願日までの期間」に▶ 「定職(※)」についたことがある (現在継続中も含む)

 ※奨学金の出願における「定職」の定義 奨学金の出願における「定職」とは、正規雇用・非正規雇用ともに「月給による収入」の場合を示します。「日給・時間給による収入」の場合は「アルバイト」とみなしてください。

2017.1.1～出願日まで			必要な書類		発行者	備考
状況に関わらず全員提出＞			1	所得内容申告書 【P9・P10(両面刷り)「様式2」を使用】	各自で作成	
出願日現在も継続して勤務している	給与所得	2016.12月以前から勤務	2	源泉徴収票のコピー（平成29年(2017年)分） ※「A4サイズ」の用紙にコピーしてください	勤務先	
		2017.1月以降に就職		給与支払見込証明書 【P8「様式1」を使用】	勤務先	
	給与所得以外の所得			平成29年(2017年)分 所得税確定申告書 （第一表・第二表）のコピー	税務署	税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は、受信通知又は即時通知を添付
出願日現在も同じ勤務先に在籍しているが休職している(減給・無給状態である)		ア 源泉徴収票のコピー（平成29(2017年)年分） ※「A4サイズ」の用紙にコピーしてください		勤務先	アとイの両方提出必須	
		イ 休職(減給・無給)状態であることがわかる書類		勤務先		
出願日現在は勤務先を辞めている	雇用保険受給中		3	雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク	
	無職・無収入	退職したことがわかる書類 ア(退職証明書、雇用保険受給資格者証等)		勤務先 ハローワーク等	アとイの両方提出必須	
				イ 事情書 (①出願日現在、無職であること及び②現在の生活費の出所について記入のうえ、署名・押印してください。様式任意)		各自で作成

◆「所得に関する証明書」についてよくある質問

Q1	P9の「B」(アルバイト・パートをしたことがある(現在継続中も含む)場合)に該当しますが、「源泉徴収票のコピー」も「給与明細書のコピー」も提出することができません。「所得内容申告書」のみの提出でも出願は可能ですか？
⇒	原則として提出必要ですが、やむを得ない事情(紛失した、発行されていない等)により提出できない場合は「所得内容申告書」のみでも受付します。
Q2	「(「源泉徴収票のコピー」又は「給与明細書のコピー」の)いずれかを提出」とある場合、書類の優先順位はありますか？
⇒	優先順位はありません。いずれでも結構です。
Q3	(例)「12月」に勤務したアルバイト先の給与は「翌月(1月)」に支給されます。このアルバイト代は「何月の収入」として扱ったらよいですか？
⇒	「1月の収入」として扱ってください。
Q4	2箇所(A勤務先とB勤務先)でアルバイトをしています。いずれか一方の書類のみでも構いませんか？
⇒	A勤務先とB勤務先の両方について書類が必要です。P7の「B」を参照のうえ、それぞれの勤務先ごとに該当する書類を提出してください。
Q5	辞めた勤務先の書類も必要ですか？
⇒	「2017年1月1日～出願日現在まで」の間に得た収入は選考の対象となります。したがって、その期間に収入を得ている場合は、辞めた勤務先に関する書類も提出が必要となります。
Q6	所得に関する証明書(「源泉徴収票のコピー」「給与明細書のコピー」等)とは別に、市区町村役場発行の「所得課税証明書」も必要ですか？
⇒	市区町村役場発行の「所得課税証明書」は、所得の種類(給与所得以外の所得(例:不動産所得等)の有無等)を確認するために必要となりますので、所得に関する証明書と併せて、必ず提出してください。
Q7	配偶者がパート勤務や無職の場合も「所得課税証明書」や「所得に関する証明書」は必要ですか？
⇒	日本学生支援機構奨学金へ出願する場合、「所得課税証明書」は必ず必要です。 「所得に関する証明書」は、2017年1月1日以降に定職に就いたことがある配偶者のみP9「C」に記載の証明書を提出してください。

(2017年1月以降、現在までに就職・転職した方のみ提出)

給 与 支 払 見 込 証 明 書

勤務者氏名

【証明者の方へ】太枠内をすべて記入願います。

就職年月日	年 月 日	職名 (役職名)				
就職以降、1年間(12ヶ月間)の給与支払(見込)額						
支払期間 (見込みを含め、12ヶ月分記入願います)		給与支払総額 (A)	賞与支払総額 (B)	支払(見込)総額 (A+B)		
年 月 ~ 年 月 まで		円	円	円		
最近の月収(又は見込額)		※賞与がない場合は、「0」(ゼロ)と記入してください。				
年 月		円				
扶養家族 控除 申告	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
	①			④		
	②			⑤		
	③			⑥		

この証明書は、奨学金の選考にのみ使用するものであり、証明の対象となる方の今後の労働条件を保証するものではありません。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

住所(所在地)

勤務先(名称)

代表者氏名

印

電話番号

学籍番号

出願者氏名

※ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

所得内容申告書

◆前年【2017年1月～12月】の所得及び本年【2018年1月～12月】の所得(見込)について記入のうえ、各欄に記載のとおり証明書類を提出してください。※金額「合計」欄は、千円単位以下を切り捨てて記入のこと

A. 定職収入

☐ 2017年1月～出願日まで定職による収入は無い ⇒「B.アルバイト収入」へ

☐ 2017年1月～出願日まで定職による収入がある(あった) ⇒以下を記入のうえ、募集要項P9「C」に記載の証明書類を提出

※勤務先が3ヶ所以上ある場合は、②にまとめて記入してください。
※所得を証明する書類は、すべての勤務先のものを提出してください。

勤務先① (勤務先名:)

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

勤務先② (勤務先名:)

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計金額＝奨学金Web申請で入力する収入金額(千円単位以下を切捨て)

⇒「B.アルバイト収入」へ

B. アルバイト

☐ 2017年1月～出願日までアルバイトによる収入は無い ⇒「C.父母等からの給付」へ

☐ 2017年1月～出願日までアルバイトによる収入がある(あった) ⇒以下を記入のうえ、募集要項P9「B」に記載の証明書類を提出

※勤務先が4ヶ所以上ある場合は、③にまとめて記入してください。
※所得を証明する書類は、すべての勤務先のものを提出してください。

アルバイト① (勤務先名:)

◆1 上記の勤務先について、次のいずれかに☑してください

☐ 現在も継続して勤務中である

☐ []年[]月に退職した

◆2 上記勤務先発行の「源泉徴収票のコピー」又は「給与明細書のコピー」の提出の可否について、次のいずれかに☑してください

☐ 提出可(提出する)⇒(証明書発行者:)

☐ (紛失・発行されていない等の理由により)提出不可

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

アルバイト② (勤務先名:)

◆1 上記の勤務先について、次のいずれかに☑してください

☐ 現在も継続して勤務中である

☐ []年[]月に退職した

◆2 上記勤務先発行の「源泉徴収票のコピー」又は「給与明細書のコピー」の提出の可否について、次のいずれかに☑してください

☐ 提出可(提出する)⇒(証明書発行者:)

☐ (紛失・発行されていない等の理由により)提出不可

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

アルバイト③ (勤務先名:)

◆1 上記の勤務先について、次のいずれかに☑してください

☐ 現在も継続して勤務中である

☐ []年[]月に退職した

◆2 上記勤務先発行の「源泉徴収票のコピー」又は「給与明細書のコピー」の提出の可否について、次のいずれかに☑してください

☐ 提出可(提出する)⇒(証明書発行者:)

☐ (紛失・発行されていない等の理由により)提出不可

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計金額＝奨学金Web申請で入力する収入金額(千円単位以下を切捨て)

⇒「C.父母等からの給付」へ

C. 父母等からの給付

☐ 2017年1月～出願日まで父母等からの給付は無い ⇒「D.奨学金」へ

☐ 2017年1月～出願日までに父母等からの給付がある(あった) ⇒以下を記入のうえ、父母等が記入内容を確認して下部に署名・押印
※外国人留学生のみ不要

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計金額＝奨学金Web申請で入力する収入金額(千円単位以下を切捨て)

父母等確認欄→

出願者との続柄

父母等署名

印

(シャチハタ・ゴム印・出願者本人と同一印は不可)

⇒「D.奨学金」へ

D. 奨学金

☐ 2017年1月～出願日まで奨学金を受けていない ⇒「E.その他の収入」へ

☐ 2017年1月～出願日までに奨学金を受けている(いた) ⇒以下を記入のうえ、募集要項P7に記載の証明書類を提出

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計金額＝奨学金Web申請で入力する収入金額(千円単位以下を切捨て)

⇒「E.その他の収入」へ

E. その他の収入

☐ 2017年1月～出願日までA～D以外の収入はない ⇒「F.配偶者の収入」へ

☐ 2017年1月～出願日までにA～D以外の収入がある(あった) ⇒以下を記入のうえ、収入内容の金額を証明する書類を提出

その他収入 (収入の内容:)

	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本年見込	万円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

合計金額＝奨学金Web申請で入力する収入金額(千円単位以下を切捨て)

⇒「F.配偶者の収入」へ

F. 配偶者の収入

☐ 出願日現在、配偶者はいない ⇒下部に学籍番号・氏名を記入、押印のうえ提出

☐ 出願日現在、配偶者がいる ⇒提出書類について、募集要項P7～P11を確認

配偶者氏名: (年齢: 歳)

☐ 2017年1月～出願日までに定職に就いていない

☐ 2017年1月～出願日までに定職に就いている(いた)

	前年	本年見込	勤務先
給与所得の場合	万円	万円	
給与所得以外の場合	万円	万円	

⇒下部に学籍番号・氏名を記入、押印のうえ提出

以上のとおり、記載事項に相違ありません。

年 月 日

学籍番号

氏名

印

(シャチハタ・ゴム印は不可)

※ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。